

税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」ATM取引規定

1. 適用範囲

税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込みサービス」といいます。）は、株式会社横浜銀行（以下「当行」といいます。）所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うため、当行所定の現金自動入出金機（以下「自動機」といいます。）において、預金（普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金をいいます。以下同じです。）の払い戻しの機能をもつカード（以下「カード」といいます。）を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引き落とし（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）、または、払込資金として現金を投入し、料金等の払込みを行う取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。

2. 利用方法

- (1) 料金等の払込みを行うときは、当行所定の自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届け出の暗証番号、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を自動機に正確に入力してください。現金によって料金等の払込みを行う場合は、当行所定の自動機の画面表示等の操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を自動機に正確に入力してください。
- (2) 前項の手続きにより、自動機の画面に表示される納付情報等を確認したうえで、料金等の払込みの依頼を行ってください。現金によって料金等の払込みを行う場合は、前項の手続きにより、自動機の画面に表示される納付情報等を確認し、現金を自動機に投入したうえで、料金等の払込みの依頼を行ってください。
- (3) 本条第1項および本条第2項の取扱いに不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (4) 料金等の払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を受領した時に成立するものとします。
- (5) 次の場合には、料金等の払込みを行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により取り扱いできない場合
 - ② 依頼内容にもとづく払込資金等を満たす資金を当行が受領できない場合
 - ③ 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ④ 1回あたりの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ⑤ カードの口座が解約済みの場合
 - ⑥ お客さまからカードに関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
 - ⑦ 差押等やむをえない事情があり当行が不相当と認めた場合

- ⑧収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑨当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って自動機に入力した場合
 - ⑩カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ⑪その他当行が必要と認めた場合
- (6) 当行または収納機関が料金等の払込みの取扱いを行うことができないものとして定めた日または時間帯は、料金等の払込みの取扱いを行うことはできません。
- (7) 料金等の払込みにかかる契約が成立した後は、料金等の払込みの申込みを撤回することができません。
- (8) 自動機による料金等の払込み手続きが完了したときは、当行は依頼内容を記載した利用明細票（レシート）を発行いたします。なお、料金等の払込みにかかる領収証（領収証書）は発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (9) 収納機関からの連絡により、料金等の払込みが取り消されることがあります。
- (10) 収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等の払込みの利用が停止されることがあります。料金等の払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて収納機関所定の手続きを行ってください。

3. 利用手数料

- (1) 料金等の払込みの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- (2) 利用手数料は、当該料金等の払込みにかかる預金の引き落としと同時に引き落とされます。

4. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、横浜銀行CDカード規定、横浜バンクカード会員規定等により取り扱います。

以上